

鳥取港活性化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年4月鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取港活性化振興補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取港の活性化を促進するために行う事業の実施を支援することにより、鳥取港周辺のまちづくりを促進し、観光振興及び地域振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取港周辺の観光振興及び地域振興を図る事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 広告宣伝事業
- (2) 鳥取港周辺の情報を発信する事業
- (3) 情報の収集又は調査研究を行う事業

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、みなとオアシス運営要綱（平成29年2月国土交通省港湾局）第4条の規定に基づく、鳥取・賀露みなとオアシスの運営者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する謝金、旅費、会場借上料、会場整備費等物件費、雑役務費、広告宣伝費、消耗品費、委託費その他市長が特に必要と認める経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、各年度の事業開始までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ

れ鳥取港活性化振興事業計画書（様式第1号）及び鳥取港活性化振興収支予算書（様式第2号）とする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了後速やかに行わなければならない。ただし、補助対象事業の中止又は廃止の場合にあっては、承認を受けた日から30日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ鳥取港活性化振興事業報告書（様式第1号）及び鳥取港活性化振興収支決算書（様式第2号）とする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取港活性化振興補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条、第 1 1 条関係）

鳥取港活性化振興事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業名	事業内容・目的	完了 (予定) 年月日	事業 の実施場所	備考

注 1 本事業計画（報告）書には、必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

注 2 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 % を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第 2 号（第 7 条、第 1 1 条関係）

鳥取港活性化振興事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	本年度 予算（決算）額	前年度 予算（決算）額	増 減	備 考
市補助金				
事業収入				
自己資金				
その他				
計				

2 支出の部

（単位：円）

項 目	本年度 予算（決算）額	前年度 予算（決算）額	増 減	備 考
計				

注 1 備考欄には、内訳、積算等を掲載すること。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

所在地

団体名

代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 第 号で交付決定のあった鳥取港活性化振興補助金について、鳥取港活性化振興補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）

- ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
- ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ その他（ ）

6 添付資料

- (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
- (4) 特定収入割合がわかる書類

